

答 申

(諮問第 33 号)

個人情報保護審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、北九州市職員衛生管理審査会（以下「衛生管理審査会」という。）の委員長の氏名は開示すべきであり、その他の情報を不開示とした決定処分は妥当である。

第 1 異議申立てに至る経過等

- 1 異議申立人は、平成 24 年 8 月 24 日、北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成 24 年 8 月 22 日に実施された衛生管理審査会の一切の文書

具体的には、分限休職に係る議事録、医師(主治医)意見書、産業医意見書、他の衛生管理審査会の委員の意見等全ての情報」

- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成 24 年 9 月 3 日付け北九総人給第 410 号で一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、平成 24 年 9 月 4 日に当該保有個人情報一部開示決定通知書を受領した。
- 3 異議申立人は、平成 24 年 9 月 6 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書から要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第 22 条第 2 項に基づく不存在文書について

ア 不存在文書の作成義務

作成されていないため不存在とされているものにつき、議事録等のみの開

示を求めているのではなく、全ての情報の開示を求めており、文書記録を作成していない場合は、個人情報開示請求に基づき議事録等の文書を別途作成する義務がある。

イ 開示請求文書の特定について

開示請求者自身に関する一切の行政文書を求めたものであり、改めて一切の行政文書、例えば休職の決定の経過が分かる決裁文書等の開示を求めるものである。

(2) 条例第 18 条第 7 号エの該当性について

ア 衛生管理審査会の委員長の氏名は、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、として開示されていないが、その不開示の理由は、極めて抽象的であり、個人情報の開示を求める者の権利を、裁量権の濫用により、一律に侵害している。

イ 委員長の氏名を開示することにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、被審査人の安全配慮の観点、委員の本来の医師業務への支障、ひいては委員の確保への悪影響等が挙げられ、それらを理由として、公正かつ円滑な人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるため、条例第 18 条第 7 号を適用し、不開示としている。

ウ しかし、本件請求は、条例第 18 条第 2 号イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であり、実施機関の不開示理由を根拠とする条例の適用に誤りがある。

エ 委員長の氏名を開示しないことにより、条例第 1 条で規定されている個人の権利利益の保護が確保されているか否かの判断材料が付与されず、被審査人の安全配慮については、委員長の氏名を開示することにより、特別の不利益が被審査人に及ぶ具体的な場面が想定されないこと、委員の本来の医師業務への支障、委員の確保への悪影響については、医師であり特別職の公務員たる委員の職責を鑑みると開示すべきであり、むしろ委員長の氏名を明らかにすることにより、個人が享受する利益が大きいと考えることから、不開示の結論は誤っている。

(3) 知る権利の侵害について

ア 上記(1)、(2)とも憲法で保障されている知る権利をも侵害している。

イ 実施機関の主張する適用除外事由（条例第 18 条第 7 号）の適用そのものに誤りがあり、条例第 18 条第 2 号イを適用すべきことをまず主張するものである。

ウ 個人情報の本人開示についての最高裁第三小法廷判決平成 13 年 12 月 18 日は、異なる事実をもとに判示されたもので、憲法の知る権利との関係を判示したものではないが、開示請求者自らが自己に「関する」個人情報の公開を請求している場合には非開示とすべき理由がないと結論づけられており、判例の立場からも実施機関の判断は誤っている。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が説明する内容は、理由説明書及び意見聴取から要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 議事録や他の委員の意見等の不存在

ア 議事録については、作成規定そのものがないうえ、議事内容が主に診断書や意見書の事実確認及び意見交換であるため、これまで作成しておらず、平成24年8月22日の衛生管理審査会においても作成していないため、不存在とした。衛生管理審査会に付される意見と答申内容が審議資料として提出されるので、それが議事録に当たると認識している。

イ また、他の委員の意見等については、8月22日に行われた異議申立人の審議では、休職の判定以外に特段の意見が付されなかったものであり、議事録と同様に不存在とした。通常、意見が付されない案件がほとんどで、本件についても意見が付されなかったものである。

2 条例第18条第7号エ該当性

ア 衛生管理審査会の委員は、北九州市職員の中から選任し、委員の中から委員長を任命している。委員長は衛生管理審査会を代表しているため、委員長の氏名を開示することにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

イ 衛生管理審査会の判定は、被審査人が職場において円滑に業務を行えるようにすることなどの安全配慮等の観点から、主治医の診断書の内容を覆すこともあることから、委員長の氏名を開示することにより、次のような支障が生じるため、一切氏名は開示できないものである。

- ① 委員への反発から、委員個人が圧力や干渉等を受けることが十分予測され、休職等について公正な判断が行われなくなる。
- ② 委員個人の診療行為や学会、医師会、研修等の諸活動に重大な支障を来すおそれがあり、本来の医師業務そのものに支障が出る。
- ③ ひいては委員になる人もいなくなり、委員の確保や委員長の任命にも支障を及ぼす可能性がある。

ウ 以上から、委員長の氏名を開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになり、条例第18条第7号エに該当するため、不開示とした。

3 知る権利の侵害について

本件請求について、条例で定められた範囲での開示は行っており、異議申立人の主張する知る権利の侵害には当たらないと判断する。

4 結論

以上のとおり、本件処分は、条例に合致した適法な処分であり、本件異議申立てには理由がない。

第 4 個人情報保護審査会の判断

当個人情報保護審査会は、異議申立ての対象となった本件保有個人情報並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件保有個人情報の概要等

- (1) 北九州市職員衛生管理審査会規則（昭和 39 年北九州市規則第 95 号）に規定されているとおり、衛生管理審査会は、疾病による休職の判定や休職者の復職の判定等に関して答申を行っており、その答申をもとに各任命権者において職員の休職、復職を決定している。

衛生管理審査会においては、被審査人の主治医が記載した北九州市職員衛生管理審査会診断書（以下「衛生管理審査会診断書」という。）と産業医報告書の資料をもとに審査を行っており、衛生管理審査会の意見が出された場合は、休職、復職の判定等と合わせて各任命権者あてに答申している。

また、衛生管理審査会においては、衛生管理審査会診断書や産業医報告書の資料をもとに、医学的見地からの判断が必要な審議をすることが多いことから、委員 7 人中 6 人が医師となっており、委員長も医師である。

- (2) 本件保有個人情報が記載された行政文書は、任命権者からの職員の休職についての諮問書（以下「諮問書」という。）、任命権者あての衛生管理審査会結果の報告書（以下「報告書」という。）、衛生管理審査会診断書及び産業医報告書の 4 種類の文書により構成されている。

- (3) 諮問書及び報告書には、任命権者の職・氏名及び委員長の職・氏名が記載され、それぞれに複数の被審査人の審査名簿が添付されている。

衛生管理審査会診断書には、被審査人の病名、その後の経過処置及び現状、投薬状況、さらに現在の状態に関しての診断結果が主治医によって記載されている。

産業医報告書には、被審査人について経過、面談内容、職場の配慮事項、今後の予定、就労制限、健康管理が担当の産業医によって記載されている。

2 不開示とした本件保有個人情報

本件保有個人情報のうち不開示とした情報は、次のとおりである。

ア 作成していないことにより不存在とした議事録に関する情報

イ 記載がないことにより不存在とした衛生管理審査会委員の意見等に関する情報

ウ 諮問書に記載された衛生管理審査会の委員長の氏名

エ 報告書に記載された衛生管理審査会の委員長の氏名

オ 衛生管理審査会診断書を作成した主治医個人の印影

3 本件処分の争点

前記 2 の不開示情報のうち、オ 衛生管理審査会診断書を作成した主治医個人の印影について、異議申立人は争っていないので、本件処分の争点は、次の 3 点に要約される。

ア 本件請求に係る行政文書の特定が妥当か、及び議事録や衛生管理審査会委員

の意見等を不存在としたことは妥当か。(争点 1)

イ 衛生管理審査会の委員長の氏名が条例第 18 条第 7 号エに該当するか。(争点 2)

ウ 知る権利を侵害しているか。(争点 3)

4 本件請求に係る行政文書の特定の妥当性と不存在情報について(争点 1)

(1) 本件請求に係る行政文書の特定の妥当性について

異議申立人は、自身に関する一切の行政文書、例えば異議申立人の休職の決定の経過が分かる決裁文書等を求めたが、開示されていないと主張する。

これについて、実施機関は、保有個人情報開示請求書には、「平成 24 年 8 月 22 日に実施された衛生管理審査会の一切の文書」とし、さらに「具体的には、分限休職に係る議事録、医師(主治医)意見書、産業医意見書、他の審査会の委員の意見等全ての情報」との記載があることから、衛生管理審査会の事務を所管する給与課において作成し、又は取得した一切の行政文書を特定したと説明する。

以上を踏まえ、当個人情報保護審査会は、本件請求に係る行政文書の特定について検討したところ、実施機関の説明に不自然な点は認められないので、実施機関が行った行政文書の特定に不備はなく、その特定は妥当であったと判断する。

(2) 議事録や委員の意見等の不存在情報について

異議申立人は、議事録等のみの開示を求めているのではなく、全ての情報の開示を求めると主張する。

これについて、実施機関は、次のように説明する。

ア 議事録については、作成規定そのものがないうえ、衛生管理審査会に付される医師の意見と答申内容が審議資料として提出されるので、それが議事録に当たると認識していて、これまで作成しておらず、平成 24 年 8 月 22 日の衛生管理審査会においても作成していないため、不存在とした。

イ 委員の意見等については、通常、意見が付されない案件がほとんどで、8 月 22 日に行われた異議申立人の審議でも、休職の判定以外に特段の意見が付されなかったため、議事録と同様に不存在とした。

以上を踏まえ、当個人情報保護審査会は、本件請求に係る行政文書の存在について検討したところ、実施機関が不存在とした説明に不自然な点は認められないので、これらの情報を不存在としたことは妥当と判断する。

なお、異議申立人は、議事録等について文書記録を作成していなければ別途作成する義務があるとも主張するので、この点につき検討する。

条例第 16 条第 1 項は、何人も「実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、条例第 2 条第 3 項は、その保有個人情報について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義し、実施

機関が開示請求書を受け付けたときに保有しているものを開示請求の対象としているのであって、議事録等を別途作成することまでは求めていないものと解する。

ただ、議事録等を作成することが義務付けられており、開示請求がなされた時点ではまだ作成中であつたりして、職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有していない状態であれば、作成後に開示することが可能となるが、本件はこれに当たらない。

5 条例第 18 条第 7 号エ該当性について(争点 2)

- (1) 条例第 18 条第 7 号は、「市の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めている。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、具体的には、本号アからオまでを不開示とする情報の例示として掲げており、エは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを不開示情報として規定している。

その場合、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解釈されている。

- (2) 実施機関は、本号エに該当するとして、前記の第 4 の 2 の「ウ 諮問書に記載された衛生管理審査会の委員長の氏名」及び「エ 報告書に記載された衛生管理審査会の委員長の氏名」の情報を不開示としている。

(3) 本号エ該当性判断

ア 当個人情報保護審査会が諮問書及び報告書を見分したところ、諮問書のあて先人として委員長の氏名が、報告書の差出人として委員長の氏名が記載されている。

イ 異議申立人は、委員長の氏名を不開示とする理由は、「極めて抽象的であり、個人情報の開示を求める者の権利を、裁量権の濫用により、一律に侵害している。委員長の氏名を開示しないことにより、条例第 1 条で規定されている個人の権利利益の保護が確保されているか否かの判断材料が付与されず、被審査人の安全配慮については、委員長の氏名を開示することにより、特別の不利益が被審査人に及ぶ具体的な場面が想定されないこと、委員の本来の医師業務への支障、委員の確保への悪影響については、医師であり特別職の公務員たる委員の職責を鑑みると開示すべきであり、むしろ委員長の氏名を明らかにすることにより、個人が享受する利益が大きいと考えることから、不開示の結論は誤っている。」と主張する。

これに対し、実施機関は、「委員長は衛生管理審査会を代表しているため、委員長の氏名を開示することにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が

損なわれるおそれがある。」「衛生管理審査会の判定は、被審査人が職場において円滑に業務を行えるようにすることなどの安全配慮等の観点から、主治医の診断書の内容を覆すこともあることから、委員長の氏名を開示することにより、次のような支障が生じる」として、前記第3の2のイに記述した3つの支障を人事管理に係る事務への具体的な支障として説明する。

ウ 以上に述べた双方の主張及び説明を踏まえ、当個人情報保護審査会は、次のように判断する。

諮問書及び報告書に記載された当該委員長の氏名は、任命権者から審議の諮問を受け、又は任命権者あてに審議の結果を報告する旨を、衛生管理審査会の代表者として表示しているにすぎず、その表示によって委員長が特に圧力や干渉等を受けることになるとは考えられない。また、5の(1)で述べた「支障」、「おそれ」の解釈基準に照らしても、医師業務への支障又は委員の確保や委員長の任命への支障についても実質的なものとはいえず、法的保護に値する蓋然性があるとまでいうことはできない。

したがって、諮問書及び報告書に記載された委員長の氏名は、開示すべきであると判断する。

なお、異議申立人は、実施機関の条例の適用に誤りがあるとして、条例第18条第2号イの適用により開示すべきと主張するが、前述のとおり、当該不開示情報を開示すべきと判断したので、これ以上立ち入った検討は行わないものとする。

6 知る権利の侵害について(争点3)

異議申立人は、憲法で保障されている知る権利をも侵害しているとして不開示情報の開示を求めている。

しかし、前記5の(3)に述べたとおり、当個人情報保護審査会は、当該不開示情報を開示すべきと判断したのであるから、これ以上この問題に立ち入った検討は行わないものとする。

7 結論

以上のことから、当個人情報保護審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「個人情報保護審査会の結論」とおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	原 田 美 穂
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩耶子